

## 令和8年度七ヶ浜町自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、自転車乗車中に交通事故等による頭部への被害を軽減させる自転車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の着用促進を図るため、予算の範囲内において七ヶ浜町自転車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、七ヶ浜町補助金等交付規則（令和2年七ヶ浜町規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けた新品のものをいう。
  - ア 一般財団法人製造安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
  - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
  - ウ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
  - エ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク（EN1078の表記があるものに限る）
  - オ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
  - カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、町長が認めるもの。
- (2) 使用者 町内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本町の住民基本台帳に記録されている者で、ヘルメットを使用する者をいう。
- (3) 保護者等 未成年者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者のうち住民基本台帳法の規定に基づき本町の住民基本台帳に記録されている者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する使用者又はその保護者等とする。この場合において、保護者等については、未成年者が使用するヘルメットの購入に要する経費を負担した場合又は未成年者が使用するヘルメットに係る申請をする場合に限る。

- (1) ヘルメット購入日、補助金の交付申請をする日及び第7条の規定により補助金の交付決定時において本町に居住し、かつ、本町の住民基本台帳に記録されている者であること。

- (2) 過去に、国、地方公共団体その他のこれらに類する団体から同種の補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 補助対象者及び補助対象者と同一の世帯に属するすべての者が、町に納付すべき町税等を滞納していないこと。
- (4) 七ヶ浜町暴力団排除条例（平成24年七ヶ浜町条例第19号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和6年10月1日から令和9年3月31日までに購入したヘルメットの購入費（消費税及び地方消費税を含む。）とし、付属品の購入費、送料等は含まないものとする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨て額）とし、予算の範囲内で2,000円を上限とする。

2 補助金の交付は、使用者1人につき本体1個分の1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、七ヶ浜町自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象となるヘルメットの購入に係る領収書（申請者名、購入品目、購入金額、領収書発行者名及び購入日の記載があるもの。）の写し
- (2) 第2条第1号に掲げる認証等の確認ができるもの
- (3) 申請者又は保護者等の氏名、住所及び生年月日が確認できる身分証明書の写し
- (4) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する全ての者が記載されている住民票の写し（町長が住民基本台帳を確認することについて同意した場合は不要）
- (5) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する全ての者の納税証明書（町長が納付状況を確認することについて、申請者及び同一世帯員が同意した場合は不要）
- (6) 補助金の振込先が確認できる通帳又はキャッシュカードの写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 申請者が未成年者であるときは、前項の申請をするに当たっては、保護者等の同意を得なければならない。

3 複数の補助対象者分をまとめて申請する場合において、申請者以外の成年者が含まれるときは、当該成年者の委任状（様式第2号）を添付するものとする。

4 前3項の規定による申請書の提出を受けたとき（次条の規定により、補助金の交付の決定をした場合に限る。）は、規則第12条の規定による実績報告があったものとみなす。

（補助金の交付決定等）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき額を確定し、七ヶ浜町自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により審査した結果、交付しないことを決定した時は、当該申請者に対し、七ヶ浜町自転車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 町長は、前条の規定により交付決定の通知をしたときは、速やかに申請者が指定した口座へ補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消しすることができる。

(1) 偽りその他不正により補助金の交付決定を受けたことが判明したとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) その他町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

（補助金の返還）

第10条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、当該補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

3 この告示の失効前に第7条の規定により交付決定を行った補助金に対する第8条から第10条までの規定の適用については、なお従前の例による。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

七ヶ浜町長 殿

申請者

住 所 七ヶ浜町

氏 名

印

電話番号

令和8年度七ヶ浜町自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書

令和8年度七ヶ浜町自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。また、補助金の交付が決定された場合には、補助金を請求します。

ヘルメット使用者		購入したヘルメット			補助申請額 ※3
氏名	関係 ※1	メーカー	安全基準 ※2	購入金額 (税込)	
振込先	金融機関名			支店名等	
	種 別			口座番号	
	フリガナ				
	口座名義				
確認の上、□に✓を してください	<input type="checkbox"/> 世帯全員に関する住民基本台帳及び町税等の納付状況について、町が調査することに同意します。 (注)同一世帯員で納税義務のある方については、委任状（様式第2号）の提出が必要となります。				

※1 関 係：申請者との関係性を記載（本人、子、孫 など）

※2 安全基準：SG、JCF、CPSC、CE、GS など

※3 補助申請額：ヘルメット購入金額（税込）の1/2（100円未満の端数切捨）  
上限2,000円

（申請者が未成年の場合の保護者等の同意欄）

上記の者の申請に同意します。

住 所： \_\_\_\_\_  
氏 名： \_\_\_\_\_（自署）  
電話番号： \_\_\_\_\_

様式第1号（第6条関係）裏面

誓約事項（申請には、次の全ての事項を確認し、同意欄にチェックが必要です。）

同意欄	私は、七ヶ浜町自転車用ヘルメット購入費補助金の交付申請に関して、次のとおり誓約します。
<input type="checkbox"/>	
<p>1 ヘルメットの使用者は、過去にこの補助金（他市町村の同補助金を含む）の交付は受けていません。</p> <p>2 申請者及びヘルメット使用者は、七ヶ浜町暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。</p> <p>3 申請者及び申請者と同一の世帯に属する全ての者は、町に納付すべき町税等を滞納していません。</p> <p>4 購入したヘルメットは、使用者本人が着用し、転売、譲渡等を目的としたものではありません。</p> <p>5 購入したヘルメットは新品であり、中古品ではありません。また、安全基準の認証を受けているものです。</p> <p>6 補助金交付後、この補助金の要件を満たしていないこと、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明し、交付決定が取り消された場合は、指示に従い速やかに補助金を返還します。</p> <p>7 この書類等により町が入手する個人情報に関し、他の自治体との情報共有及びこの補助金の目的の範囲内において使用されることについて同意します。</p>	

（添付書類）

- (1) 補助対象となるヘルメットの購入に係る領収書（申請者氏名、購入日、購入品目、購入金額、領収書発行者名の記載のあるもの）※レシート可
- (2) 実際に購入したヘルメットの安全基準認証等の確認ができるヘルメットの写真（安全基準を示すマークが写っているもの）
- (3) 申請者又は保護者等の本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証等）
- (4) 申請者及び申請者と同一世帯に属するすべての者が記載されている住民票の写し（住民基本台帳の調査に同意している場合は不要）
- (5) 申請者及び申請者と同一世帯に属するすべての者の町税等の過去3年分の納税証明書（納税状況の調査に同意している場合は不要）
- (6) 補助金の振込先口座が確認できる通帳又はキャッシュカードの写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

委 任 状

年 月 日

七ヶ浜町長 殿

私は、以下の者に下記の権限を委任します。

受任者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

記

令和8年度七ヶ浜町自転車用ヘルメット購入費補助金の交付手続きに関する一切の行為

委任者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (自署)

委任者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (自署)

委任者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (自署)

委任者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (自署)



様式第4号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

七ヶ浜町長

令和8年度七ヶ浜町自転車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった七ヶ浜町自転車用ヘルメット購入費補助金については、次のとおり不交付とすることに決定したので、令和8年度七ヶ浜町自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 不交付の理由